

# JIS

## ガス栓

JIS S 2120 : 2019

(JIA)

平成 31 年 4 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	太 田 秀 幸	一般社団法人繊維評価技術協議会
	鹿 野 歩 子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	島 谷 克 史	公益社団法人消費者関連専門家会議
	寺 山 博 子	イオン株式会社
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 48.3.1 改正：平成 31.4.22

官 報 公 示：平成 31.4.22

原 案 作 成 者：一般財団法人日本ガス機器検査協会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-10 JIA ビル TEL 03-5570-5981)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	3
5 性能	19
5.1 ガス栓の性能	19
5.2 部品性能	24
6 構造	25
6.1 一般構造	25
6.2 ガス栓本体及び栓	25
6.3 接続部	26
7 形状及び寸法	26
7.1 ねじ接続部	26
7.2 I型形状ねじガス栓の面間寸法	26
7.3 ホースガス栓のゴム管口及び迅速継手口	26
8 材料	28
8.1 一般	28
8.2 表面処理	28
8.3 材料の品質	29
9 試験方法	30
9.1 試験の条件	30
9.2 構造及び寸法試験	32
9.3 耐食性試験	32
9.4 気密試験	33
9.5 流量試験	33
9.6 過流出安全機構の作動流量試験	34
9.7 オンオフの作動試験	35
9.8 操作力試験	35
9.9 反復使用試験	35
9.10 耐寒性試験	36
9.11 耐熱性試験	36
9.12 ストッパ強度試験	36
9.13 耐衝撃性試験	36
9.14 耐静荷重試験	41
9.15 耐ねじ込み性試験	44

	ページ
9.16 引張試験	46
9.17 部品性能試験	47
10 検査	48
11 表示	49
12 取扱注意表示	49
附属書 A (規定) 液化石油ガス用ガス栓の要求事項	50
附属書 B (規定) ドレン抜き一体型ねじガス栓の要求事項	60
解 説	65

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS S 2120:2014** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成 32 年 4 月 21 日までの間は、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS S 2120:2014** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

## ガス栓

## Gas valves

## 1 適用範囲

この規格は、圧力 15 kPa 以下の都市ガス又は液化石油ガス（以下、ガスという。）の、主に一般家庭用の低圧配管に使用するガス栓について規定する。

**注記** 液化石油ガス用ガス栓については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の特定液化石油ガス器具等に指定されている（**附属書 A** 及び**附属書 B** 参照）。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記のない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS B 0202** 管用平行ねじ

**JIS B 0203** 管用テーパねじ

**JIS B 0205-4** 一般用メートルねじ—第 4 部：基準寸法

**JIS B 0403** 鋳造品一寸法公差方式及び削り代方式

**JIS B 1002** 二面幅の寸法

**JIS B 1021** 締結用部品の公差—第 1 部：ボルト、ねじ、植込みボルト及びナット—部品等級 A、B 及び C

**JIS B 1501** 転がり軸受—鋼球

**JIS B 2301** ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手

**JIS G 3101** 一般構造用圧延鋼材

**JIS G 4303** ステンレス鋼棒

**JIS G 4305** 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯

**JIS G 4309** ステンレス鋼線

**JIS G 4313** ばね用ステンレス鋼帯

**JIS G 4314** ばね用ステンレス鋼線

**JIS G 4318** 冷間仕上ステンレス鋼棒

**JIS G 4804** 硫黄及び硫黄複合快削鋼鋼材

**JIS G 5501** ねずみ鋳鉄品

**JIS G 5502** 球状黒鉛鋳鉄品

**JIS G 5705:2000** 可鍛鋳鉄品

**JIS H 3250** 銅及び銅合金の棒